

# 特定商品と量目公差

## 1. 商品量目制度について

計量法		内 容
量目公差 (計量法第12条)		政令で定める商品(特定商品)(※1)を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差(量目公差)を超えないように計量しなければならない。
内容 容量等 の表 記義 務	計量法第13条第1項	政令で定める特定商品(※2)の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封(※3)するときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
	計量法第13条第2項	上記の法第13条第1項以外の特定商品を密封し、かつ、その容器又は包装に特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないように計量し、かつ、その表記は経済産業省令で定めるところによらなければならない。
	計量法第13条第3項	計量法第13条第1項及び第2項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を表記しなければならない。

※1 下記別表第一の第1欄に掲げる商品。(特定商品の販売に係る計量に関する政令第1条)

※2 下記別表第一の第2欄に掲げる商品。(特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条)

※3 商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ内容量の増加し、又は減少することができないようにすることをいう。

## 2. 特定商品と量目公差(政令で定める誤差)

特定商品は、一般的に使用されている商品名及び包括的な名称(日本標準商品分類)で指定されています。

### 【 特定商品分類表 — 特定商品の販売に係る計量に関する政令第1条～第5条 】

#### 別表第一

特定商品 (政令第1条)	密封したときに表記義務対象となる特定商品 (政令第5条)	特定物象量 (政令第2条)	量目公差 (政令第3条)	適用上限 (政令第3条)
1. 精米及び精麦	精米及び精麦	質量	表(1)	25kg
2. 豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品	質量	表(1)	10kg
(1)加工していないもの	(1)加工していないもの			
(2)加工品	(2)左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	質量	表(1)	5kg
3. 米粉、小麦粉その他の粉類	米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表(1)	10kg
4. でん粉	でん粉	質量	表(1)	5kg
5. 野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	質量	表(2)	10kg
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)(左記のうち該当するものなし)			
(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量又は体積	表(1)表(3)	5kg又は5L
(3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	(3)左に掲げるもの(らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。)	質量	表(2)	5kg
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(4)左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	質量	表(1)	5kg
6. 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	質量	表(2)	10kg
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)左記のうち該当するものなし			
(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	質量	表(2)	5kg
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるもののうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	質量	表(1)	5kg

7. 砂糖	左に掲げるもののうち、細工もの又は隙間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表(1)	5kg
8. 茶、コーヒー及びココアの調整品	茶・コーヒー及びココアの調整品	質量	表(1)	5kg
9. 香辛料	左に掲げるもののうち、破碎し、又は粉碎したもの	質量	表(1)	1kg
10. めん類	左に掲げるもののうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	質量	表(2)	5kg
11. もち、オートミールその他の穀類加工品	もち、オートミールその他の穀類加工品	質量	表(1)	5kg
12. 菓子類	左に掲げるもののうち、 (1)ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くもの入りのものに限る。) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く。)	質量	表(1)	5kg
13. 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量	表(1)	5kg
14. はちみつ	はちみつ	質量	表(1)	5kg
15. 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品 (乳酸菌飲料を含む。)	牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品 (乳酸菌飲料を含む。)	質量	表(1)	5kg
(1)粉乳、バター及びチーズ	(1)粉乳、バター及びチーズ			
(2)(1)に掲げる以外のもの	(2)左に掲げる以外のもの以外のものうち、アイスクリーム類以外のもの	質量又は体積	表(1)(3)	5kg又は5L
16. 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	質量	表(2)	5kg
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	(1)左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび			
(2)乾燥し、又はくん製したものと並びに冷凍食品 (加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそぼろ、みりんぼし、その他の調味加工品	(2)左に掲げるもののうち、次に掲げるもの。 ①干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ②煮干し、又はくん製したもの ③冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) ④調味加工品(たら又はたいのそぼろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)	質量	表(2)	5kg
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるもののうち、 ①塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ②缶詰、魚肉ハム、及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	質量	表(1)	5kg
17. 海藻及びその加工品	左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しり又はのり加工品以外のもの	質量	表(2)	5kg
18. 食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂ショートニング及びマーガリン類	食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂ショートニング及びマーガリン類	質量	表(1)	5kg
19. ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量又は体積	表(1)(3)	5kg又は5L
20. しょうゆ及び食酢	しょうゆ及び食酢	体積	表(3)	5L
21. 調理食品	調理食品	質量	表(1)	1kg
(1)即席するこ及び即席ぜんざい	(1)即席するこ及び即席ぜんざい			
(2)(1)に掲げる以外のもの	(2)左に掲げる以外のものうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	質量	表(2)	5kg
22. 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま塩	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ、並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量	表(1)	1kg
23. 飲料(医薬用ものを除く。)	飲料(医薬用ものを除く。)	質量又は体積	表(1)(3)	5kg又は5L
(1)アルコールを含まないもの	(1)アルコールを含まないもの			
(2)アルコールを含むもの	(2)アルコールを含むもの	体積	表(3)	5L

24. 液化石油ガス	液化石油ガス	質量又は体積	表(1)(3)	10kg又は10L
25. 灯油	灯油	体積	表(3)	25L
26. 潤滑油	潤滑油	体積	表(3)	5L
27. 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー (塗料用のものに限る。)	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー (塗料用のものに限る。)	質量又は体積	表(1)(3)	5kg又は5L
28. 家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	質量又は体積	表(1)(3)	5kg又は5L
29. 皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及び かめ革を除く。)	(左記のうち、該当するものなし。)	25dm <sup>3</sup> 以上 [面積]2%以上 (伸び率が大きい皮革として経済産業省令 で定めるものにあつては 3%)		

## 【 量目公差表 】

### 別表第二

【 表 (一) 】

表示量		誤差
5g以上	50g以下	4%
50gを超え	100g以下	2g
100gを超え	500g以下	2%
500gを超え	1kg以下	10g
1kgを超え	25kg以下	1%

【 表 (二) 】

表示量		誤差
5g以上	50g以下	6%
50gを超え	100g以下	3g
100gを超え	500g以下	3%
500gを超え	1.5kg以下	15g
1.5kgを超え	10kg以下	1%

【 表 (三) 】

表示量		誤差
5ml以上	50ml以下	4%
50mlを超え	100ml以下	2ml
100mlを超え	500ml以下	2%
500mlを超え	1L以下	10ml
1Lを超え	25L以下	1%

※量目公差は、表示量に対して不足しているものについて適用されます。

※%で表される公差は、表示量に対する百分率です。